

近世後期の魚肥市場としての名古屋・四日市

日本福祉大学経済学部 教授、知多半島総合研究所歴史・民俗部 部長 曲田 浩和

はじめに

尾州廻船が関東に荷物を運んだ後の帰り船に、干鰯・𩶇粕などの魚肥が積まれていたことは知られている。斎藤善之氏は帰り荷として大豆や干鰯・𩶇粕の比重が高かったことを内海船船主内田佐七家の史料から明らかにしている⁽¹⁾。房総から常陸にかけての沿岸は鰯の産地であり、加工された魚肥は江戸・浦賀に運ばれ、廻船の上り荷物となった。

魚肥は農業生産に欠かせない肥料であった。𩶇粕は油分が抜けた良質な肥料であり、田畑一円に広域に投下することができた。干鰯は根元への一本差しに用いたり、粉末にして水や尿と混ぜ、掛け肥にした。

播磨・摂津・和泉・河内などではおもに木綿生産に用いられた。紀州の蜜柑、阿波の藍など、特産物生産に欠かせない肥料であった。

環伊勢湾地域の伊勢・尾張・三河は木綿などの産地であった。また、広大な海岸新田では良質な土壌に改良が行われた。そのためには大量の魚肥が必要であった。

かつて参宮街道の榎田川渡し場の早馬瀬に常夜灯があった。その常夜灯に次に示す刻銘が記されている。

【史料1】⁽²⁾

(竿石正面) 常夜燈

(右側面) 江戸 銚子場組 干鰯問屋

(左側面)

東都 八十一歳龍湖親和書 ㊥㊦

(背 面) 安永九庚子歳九月吉日

江戸銚子場組の干鰯問屋が、1780年(安永9年)に寄進したものである。銚子場とは干鰯の取引場のことで干鰯場の一つであった。干鰯場は江戸深川に4か所あった。江川場・永代場・元場・銚子場である。銚子場を除く三場は深川でも南にあり、北側の銚子場は小名木川沿いにあった。銚子場で取引された干鰯・𩶇粕は、銚子に集荷されたものが多く、銚子から利根川を通り、川船で江戸に輸送された。

江戸干鰯問屋には、小川市兵衛、久住五左衛門、小津(湯浅屋)与右衛門などの伊勢住いの商人がおり、小川・久住は白子住、小津は松坂住であった。小津与右衛門は銚子場に自蔵を所持していたことが確認できる⁽³⁾。この常夜灯寄進には小津与右衛門が関与した可能性が考えられる。

なお、書は当時の江戸を代表する書家の三井親和である。深川に居住していたことから深川親和とよばれた。

いずれにしても、環伊勢湾地域に大量の干鰯・𩶇粕が運ばれていたことが明らかである。また、江戸干鰯問屋の本拠が伊勢であったことなど、伊勢は江戸との結びつきが深かった地域といえる。

環伊勢湾地域において、干鰯取引の実態が断片的ではなくある程度まとまって明らかになるのは、二家の史料である。名古屋

干鰯問屋の師崎屋長兵衛の『師崎屋諸事記』⁽⁴⁾が残されている。三河荻原村の干鰯商の糟谷縫右衛門家に史料が残されている⁽⁵⁾。両家ともに魚肥のみを扱う商人ではないが、干鰯取引の実態が明らかになる。また、四日市の干鰯取引の実態については石原佳樹氏の研究に詳しい⁽⁶⁾。

本稿では、尾張・伊勢・三河の干鰯・粕の取引を踏まえながら、尾州廻船の関東向け荷物の帰り荷の性格や、運賃積・買積の問題も考慮した。さらに、名古屋・四日市の干鰯問屋の商体や肥物流通状況を明らかにするなかで、幕末維新期の魚肥市場の変化を論じることとする。

1. 尾張・伊勢・三河の干鰯取引の特徴

江戸干鰯問屋では各地の取引先の特徴を分析し、販売の参考にしようとした。下総関宿に本拠を持つ江戸干鰯問屋喜多村富之助の「粕干鰯商売取扱方心得書」にはさまざまな商売上の心得が記されている。

原直史氏の研究⁽⁷⁾によると、成立年代は1853年（嘉永6年）であるが、7代喜多村富之助壽富が書き上げた原本（口述筆記の可能性あり）を、当家の奉公人と思われる惣助が筆写した可能性が高いとしている。この書は一般に流布したものではなく、あくまでも喜多村家内部で作成されたものとしている。さらに、原氏は株仲間再興の時期であることに加え、病床の壽富が残したかったこと、下総関宿から江戸に進出して地域による慣習（商売上の感覚）の違いを感じていたことを作成の理由に掲げている。

以下、史料から伊勢・尾張・三河の箇所を抜粋した。参考までに紀州を付した。

【史料2】⁽⁸⁾

（前略）

一、紀州表^〆粕大羽無砂極上物望地、内海向物なり、湯浅表密柑肥^ニ若山田肥^ニは些干鰯直延もよろしく、前々者綿肥^ニ真白之干か望候所、近年は薄色手引有之処望申候、紀州は都^而注文を請買付遣候場所^ニ而、見計ひ物請不申、依之客人分も遣候事稀^ニ而、先方支配物別^而相望不申候

（中略）

- 一、^①勢州路元は相応買付物も参候処、近頃船手買積多分罷成候^ニ付、右^ニ而間^ニ合、客(容)注文不来、取引薄罷成、客人分も強而好不申、尤遣候得は随分支配致事也
- 一、^②尾州名古屋一切注文不仕、惣^而客人分^而已上引請度頼来場所也、依之直段はかなり働売付来候得共、中々手間取金操算当^ニは不懸所なり
- 一、^③三州路是者多く送り物^而已^ニ而、手前方素より取引薄し…（後略）

まず、【史料2】の下線部③をみると、三河は多くが送り物のみで、手前方（喜多村家）とは取引が薄いとしている。

三河の干鰯商については、先に記した通り幡豆郡荻原村の糟谷縫右衛門家の史料が残されている。拙稿で経営の状況を明らかにしており、その結果から、1770年代～1840年代までの70年間の糟谷家と取引のある江戸干鰯問屋は、ほとんどが橋本小四郎、小川市兵衛、水戸屋次郎右衛門であり、喜多村富之助はみられない。

三河への肥料販売は、知多郡の半田・亀崎の商人が行っていた。村瀬正章氏の研究⁽⁹⁾によると、知多郡半田村の肥料商の小栗（万屋）三郎兵衛が三河との肥料取引を行って

いるとしている。万屋の魚肥の仕入先として、1844年（弘化元年）の状況が記されており、おもな江戸干鰯問屋は水戸屋次郎右衛門、小川市兵衛、西宮重次郎、多田屋又兵衛であり、喜多村富之助はみられない。

また、尾張国知多郡長尾村の三井伝左衛門が亀崎に干鰯店を開設しており、1830年（天保元年）7月の「亀崎出店仕上り帳」に次の通りの記載がある。

【史料3】⁽¹⁰⁾

覚	
	二月江戸ニ而、小川
①一金百五拾両	市兵衛殿へ渡シ金、 店開キ後
一金百拾両	久村旦那様ニてかり
一同式拾五両壹分 十匁貳分五	同人様ニてメ粕百廿 四俵代
②一同百七拾両	同人様ニて江戸酒代 為替かり
一同式百四拾七両 ト三匁七分四厘	江戸問屋中残金
一三拾両壹分貳朱ト 式匁二分四厘	森田様米代、三井様 ・稲生様ニてかり
一六拾八両壹分 八匁九分式	稲生様メ粕代かり
一壹両 ト拾匁七分六厘	メ粕・干か徳金之内 ニて、雑用引残過か り
一八拾両	熊八残金
メ八百七拾両ト壹匁九分四厘 (後略) …	

この史料の下線部①に、江戸干鰯問屋の小川市兵衛への渡金150両が記されている。小川市兵衛は糟谷家、小栗家とも取引のある江戸干鰯問屋であった。管見の限りでは、

喜多村富之助との取引は確認できず、「粕干鰯商売取扱方心得書」⁽¹¹⁾に記されているように、三河では薄商いのようであった。

【史料2】に記されている送り物とは江戸干鰯問屋が三河（尾張を含む）の干鰯商に干鰯・メ粕の販売を委託する方法であった。江戸干鰯問屋と三河干鰯商との顧客関係が強固に結びついており、三河への干鰯・メ粕の輸送は廻船の買積ではなく、運賃積であったことがわかる。

尾州廻船のなかでも三河・知多東浦（亀崎・半田）を拠点とする奥立廻船の経営が判明せず、帰り荷の実態が明確にはならない。しかし、奥立廻船が、酒・酢・味噌の醸造品・瓦・木綿などの知多・三河の特産品を運賃積で輸送していた。帰り荷に干鰯・メ粕を輸送していたと考えられる。

【史料3】の下線部②に、「同人（久村）様」にて江戸酒代為替の借り金として金170両の記載がみられる。江戸酒代為替と記されていることから、尾張・三河から送られた酒の代金と江戸からの干鰯・メ粕代金が為替決済されている可能性が高い。江戸干鰯問屋は三河への干鰯・メ粕取引は為替決済を考えて、運賃積を基本としていたとも考えられる。久村様とは知多郡久村の内藤伝兵衛であり、三井伝左衛門の亀崎干鰯店の共同出資者である。

次に、「粕干鰯商売取扱方心得書」⁽¹¹⁾の伊勢の記述をみることにする。

【史料2】の下線部①より、伊勢は元々は相応の買付物（伊勢からの注文）があったが、近頃は船手の買積が多くなっているという。そのため、客からの注文が来ず、取引が薄いという。

そこで、紀州の記述と比較してみたい。

紀州は、「前々々綿肥ニ真白之干か望候所、

近年は薄色手引有之処望申候、紀州は都而注文を請買付遣候場所ニ而……」のように記されており、前々は木綿肥に真っ白な干鰯を望んでおり、近年は薄い色の手引を望むとあり、紀州はすべて注文を受けてからの買付であるとしている。

つまり、紀州は希望する干鰯の注文が細かいため、船手による買積では対応できなかった。一方、伊勢の干鰯商は干鰯の好みを求めないため、船手の買積で十分である。内海船・野間船・常滑船の知多西浦の廻船に干鰯・𩺰粕の買積がみられるのは、廻船側の問題ではなく、地域における取引の特徴によるところが大きい。

【史料2】下線部②によると、名古屋は一切注文のない場所であると記されていることから、三河と同様の送り物が中心であると考えられる。さらに、名古屋干鰯問屋は客人分の名前を入れたがる場所である、と記されている。

尾張の広範囲にわたる干鰯・𩺰粕の消費者は名古屋干鰯問屋もしくは干鰯仲買から干鰯・𩺰粕を購入した。名古屋干鰯問屋はあくまでも仲介者であるため、客人の名前を入れるのであろう。ただし、客人とは、名古屋もしくは近在の干鰯仲買であり、干鰯問屋にとって高値で取引はできるが手間を取るため、儲けにはつながりにくい場所である。

江戸干鰯問屋にとって、広範囲に多くの顧客を持つ名古屋干鰯問屋との付き合いはメリットもあるが、値段交渉の面では扱いにくさもあったのではないだろうか。

このように江戸干鰯問屋からみると、地域による取引に差違があり、その特徴を把握することが商売につながった。次に名古屋・四日市の具体的な干鰯・𩺰粕取引をみることにする。

2. 文政期・天保期の名古屋およびその周辺の肥物流通

名古屋干鰯問屋の肥物取引やその変容については、『新修名古屋市史』⁽¹²⁾に記されている。概括はこの記述に沿いながら、必要に応じ、『師崎屋諸事記』などの史料を引用し、この問題を考えてみたい。

名古屋の干鰯問屋は1784年(天明4年)に、6軒の商人たちが始めたとされる。堀川沿いの納屋町・船入町を本拠にしたことから、名古屋の干鰯問屋は川並干鰯問屋ともよばれた。1788年(天明8年)には、干鰯問屋は大黒講を結成し、問屋仲間としての組織化を図った。

名古屋に入ってきた肥料は干鰯問屋から干鰯仲買を通じ、領内に送られた。名古屋の出口となる町に仲買が配置され、農村への取引を行っていた。名古屋の北東の出口にあたる善光寺街道・下街道沿いの赤塚、出来町、大曾根、同じく南東の出口にあたる駿河町、同じく北西の出口にあたる枇杷島橋附近に仲買が存在していた⁽¹³⁾。

名古屋干鰯問屋が尾張藩から特権を与えられ、仲買に荷物を送ることによって、尾張の干鰯流通が成り立っていた。この流通のあり方が文政期頃より問題になってきた。それは廻船からの直買・直水揚である。名古屋干鰯問屋は江戸干鰯問屋との直接取引を行ってきた。廻船による買積が横行するようになると、既存の流通が脅かされるようになる。

野尻利右衛門が1818年(文政元年)より肥物商を始めたことによって、平野屋新七との間でもめごとが起こった。その史料から熱田の肥物流通を考えてみたい。

【史料4】⁽¹⁴⁾

文政元年戊寅九月肥物商始メ候処、平野屋新七方兼^而右商仕候故、已後邪魔^{ニ茂}相成候儀と心得候儀及出願候

乍恐奉願上候御事

新尾頭町 平野屋新七

一前々私儀諸色問屋職仕来候^而、干鯛^〆粕油粕類諸向^方買取候処、近年ハ諸国一統代呂物不捌之時節^ニ御座候故、自然^与送り荷物追々有之候様^ニ相成、御運上^茂相勤商売取続難有仕合奉存候、然所近頃①私方^江積参り候船々^江直相对仕荷物買取水揚仕候族出来仕、甚以迷惑仕候、付^而者乍恐御吟味之上御差留被下置候様奉願上候、尤私方^江水上仕候分、他国^方送り荷物一々御運上差上候得とも、外^江直揚いたし候分ハ御運上^茂相洩候御儀^ニ御座候ハ、乍恐御勘考を以宜被仰付被下置候様奉願上候、右願之通御聞届被下置候ハ、御影を以、是迄之通商売取続御運上等^茂相勤可申^与冥加至極難有仕合^ニ奉存候、以上

卯二月

右之通願書被差上候、外以同商売ハ②熱田輪中^ニハ三四軒も御座候へとも、手前方目差其節^江演舌を以願込候哉町代衆御呼出し御座候^而、被仰付候^ニ而、理右衛門方商御運上も洩、其外不都合品取扱候趣^ニ相聞候間、新七方^方差出候、願書返答書可差出ト被仰付、則左之通二月末^ニ返答書差出し候

写

乍恐御答奉申上候事

新尾頭町 野尻理右衛門

干鯛^〆粕油粕類商之儀、御尋被遊候段奉畏候、右^者寅十月^方初メ申候^而末々^〆分買入候儀^ニ而者無御座、尤御領分中^并他所

荷物共船入町中屋久兵衛・同町播磨屋庄五郎方^方買入申候、其内当正月三州まこ粕当町平野屋新七^江、三谷村松次郎船^方水上仕船御番所^江も、右新七^方御達申上候内、都合四百五拾五樽程、私方^江荷分ケ買取申候故、右御運上之儀^者新七方^方差上申候儀^ニ奉存罷上候、其外他所荷物直買仕候儀無御座候、仍之乍恐、右御達奉申上候

覚

一^〆粕干鯛 八拾俵

寅十月三日

一知多郡横須賀村まこ粕 貳百五拾枚

同十月廿五日

一同 同 百六拾枚

一木曾川通り宮田村まこ粕 貳百枚

③右^者船入町中屋久兵衛方^方買取申候

寅十月十四日

一三州種粕 百枚

同十二月廿一日

一同まこ粕 貳百枚

卯正月廿日

一同 同 貳百枚

同二月十四日

一同 同 百五拾枚

右^者船入町播磨屋庄五郎方^方買取申候

卯正月十六日

一三州まこ粕 九拾貳枚

同二月八日

一同 同 三百六拾三枚

右^者同町平野屋新七方^方船御番所御達相濟、三州三谷村松次郎船^方水揚仕荷分ケ仕候分^ニ御座候

右之通御座候、以上

二月

野尻理右衛門

右之通相認差上候処、余り荒々敷書面^ニ而、猶更不都合^ニ候間、篤^与相分候様、書

立差出候様との御沙汰ニ而再御返答書差上申候

熱田（新尾頭町）の平野屋新七は諸色問屋を行っており、そのなかで干鰯・𩺰粕・油粕を他方から買い取って商売を行っていた。この時期に問題となっているのが、下線部①の直買・直水揚の横行である。これは平野屋新七が最も気にしていたことであり、1819年（文政2年）3月に書かれた野尻理右衛門から平野屋新七の和談書には、「一肥物類入津之節船方直買直水揚等致間敷候」⁽¹⁵⁾と記されている。

野尻理右衛門は寅（1819年・文政元年）10月から翌年2月までの仕入先状況を書き記した。ほとんどの取引が真粉粕（綿実粕）・種粕（菜種粕）であり、植物性の油粕である。それは仕入先を他国に求めるものではなく、領内の肥物商からの仕入であり、平野屋新七もその内の一人であった。平野屋同様に熱田で肥物商売を行う商人は3、4軒存在していたと記されている（下線部②）。また、𩺰粕干鰯80俵は名古屋干鰯問屋の船入町の中屋久兵衛から購入したことがわかる（下線部③）。

この時点で、平野屋新七が名古屋干鰯問屋と同様に、江戸干鰯問屋と取引をしていたとは考えにくく、真粉粕・種粕が主な肥物と思われる。名古屋干鰯問屋並の権利が認められるとすれば、名古屋干鰯問屋との揉め事が起こり兼ねなかった。

1826年（文政9年）10月、熱田蔵之前町の塩屋仁右衛門が肥物類問屋を願い出ている。斎藤善之氏は「解説」のなかで、名古屋堀川の干鰯問屋と熱田塩問屋の対抗の記録と紹介している⁽¹⁶⁾。

【史料5】⁽¹⁷⁾

乍恐奉願上候御事

熱田蔵之前町

塩屋仁右衛門

御支配下諸商売之向、問屋職御座候而御取締宜繁昌仕、乍恐私義^茂御蔭を以塩商売ニ而渡世仕難有仕合ニ奉存候、①然所、近来所々新開地出来仕農家^茂数多相増候得者、作方肥物^茂夥敷入用之由御座候、尤御当所ニ②是迄肥物類問屋并商売仕候者^茂御座候へども、右者何れ^茂手遠之場所ニ而此近辺ニ商売之無御座候間、百姓方手遠之所ニ而、買請申候義ハ農業障支ニ^茂可相成、迷惑致候由承知仕候、就^而者私義是迄干鰯肥物類^茂少々宛取扱罷在候得共、③右之通手遠之問屋ニ懸り商売仕候^而ハ模通悪敷、其上口銭等^茂懸り候事ニ付、自然と高直に相成、買方売方共利益薄迷惑仕候、付^而ハ何卒今般右肥物類之問屋職御免被成下候様奉願上候、左候ハ、御当地近辺村々百姓方之模通ニ^茂相成、勿論此後同商売相始申者御座候共、川役御運上等御上納仕候、御取締ニ^茂宜可有御座哉と奉存候、尤御運上等も外問屋並に相勤候様ニ、急度可仕候間、右願之通被為仰付被下置候ハ、乍恐私儀も御蔭を以、猶更渡世之一助ニ^茂相成可申与、冥加至極有仕合奉存候、以上

文政九年戌十月

【史料6】は干鰯問屋惣代が丑（1829年・文政12年）12月に尾張藩に提出したものである。【史料5】の塩屋仁右衛門の願書に対し、尾張藩は差障りの有無を名古屋干鰯問屋に尋ねた。そのことに対し問屋側は差障りありという回答を行った。

【史料6】⁽¹⁸⁾

乍恐御請奉申上候御事

干鯛問屋惣代

熊野屋傳吉

皆川庄蔵

半田屋助右衛門

一熱田蔵之町仁右衛門儀、今般肥物問屋職奉願上候付、願書御渡し被下置、差障之義無之哉之旨、御尋被下置難有仕合奉存候、右仁右衛門奉申上候、新開地追々出来、肥物入用夥敷、手遠之所^ニ而買請候儀、農業之障支^ニも相成候趣申立候得共、④右場所辺^ニ不限、御領分中在々、其向々模寄之仲買共と売渡来、聊も不都合之儀ハ無御座様奉存候、今般新規問屋等御聞濟^ニ相成候^而ハ、⑤別^レ堀川通川口之儀^ニも候得^者、先年と御蔭を以、渡世罷在候問屋共、往々困窮難渡^ニ可相成^与、一統歎ヶ敷奉存上候上^者、御城下衰微之基^ニも乍恐奉存上候、何卒数年仕来之通相極置被下置候様、乍恐奉願上候、已上

丑極月

【史料5】によると、塩屋の言い分は以下の通りである。近来は新開地ができ、農家も増加しており、肥物もかなり必要になる（下線部①）。1800年（寛政12年）には熱田前新田の開発が行われた。藤高新田、飛島新田など大規模新田開発が相次ぐ時期であり、「近来所々新開地出来」は当時の状況に近い感覚である。

下線部②は、肥物類問屋が商売をしているが、百姓から遠い場所であり、肥物の購入にともない農業に支障が出ているという。農業の差障りになっているかどうかは判然としないが、名古屋干鯛問屋が取引を行っているため、百姓からは遠いことは事実で

ある。農業への支障については、名古屋干鯛問屋側からの反論が【史料6】下線部④に示されている。新開地に限らず、領分の村々へはそれぞれの地域の干鯛仲買に売り渡しているため不都合はない、と回答している。

下線部③は百姓から遠い場所での肥物取引のため都合が悪く、口銭が懸かり自然と高値になり、買方売方の両方共の利益が薄くなるという。これに対する名古屋干鯛問屋側の言い分はないが、名古屋干鯛問屋から各地の干鯛仲買への流通では、口銭が懸かるのは当然であり、塩屋はこの点を問題にしている。

この認識は、喜多村富之助の名古屋での取引に対する考えと共通する部分がある。名古屋干鯛問屋と干鯛仲買との関係のなかで取引が行われ、「手間取」が発生する点である。

また、【史料6】下線部⑤に記されているように、塩屋が堀川通川口に本拠を持つことによって、名古屋への荷物が入らなくなり、御城下の衰微につながるということを名古屋干鯛問屋は主張している。

文政期の一連の史料から、名古屋干鯛問屋による肥物流通の問題が3点指摘できる。一つめは名古屋干鯛問屋—近在干鯛仲買の干鯛流通の問題である。二つめは廻船による直買・直水揚の増加である。三つめは、堀川河口に位置する熱田商人の存在である。二つめと三つめは共通する部分があり、廻船は熱田沖に碇泊するため、廻船の直買・直水揚は名古屋商人より熱田商人の方が有利であった。

しかし、実態として廻船による買積荷物が増え、江戸干鯛問屋との取引が薄くなっている状況であり、名古屋干鯛問屋の数も

表1 名古屋干鰯問屋(名古屋肥物世話方肝煎)からみた名古屋米穀問屋(名古屋米穀世話方肝煎)との兼業表

商人名	場所	文化9	天保3	天保9	安政3	安政5	備考
師崎屋長兵衛	納屋町	○	●	◎	○	◎	
万屋弥八		○	●	◎		◎	
中屋久兵衛	船入町	○	●	◎			
半田屋助右衛門		○	●	◎			
淀屋庄右衛門		○	●	◎			天保3 淀松(淀屋庄右衛門代松助)
時田金右衛門	船入町	○	●		○		
大野屋藤七	納屋町	○	●		○		
山名屋庄兵衛	大船町	○	●		○		
信濃屋甚吉(甚平)	小船町	○	●				
熊野屋(湯浅)伝吉		○	●				
皆川屋庄蔵	納屋町	○	●				
大橋屋次郎左衛門	船入町	○	▲		○		天保5 千歳講加入
大鐘屋藤七	納屋町	○	○	◎			
清水太左衛門	納屋町	○	○		○		
見田七右衛門	納屋町	○	○		○		
岩間勘兵衛	船入町	○	○		○		
高津屋兵左衛門		○	○				安政3 高津屋兵左衛門→大川屋清七
小島屋庄右衛門		○	○				
亀屋豊助		○	△				天保3 亀屋喜兵衛→亀屋豊助
野間屋伊兵衛		○		◎			
油屋次平		○		◎			
油屋勘左衛門	船入町	○		◎			
熊野屋清兵衛		○		◎			文化9 熊野屋清兵衛→美濃屋栄助
八木清兵衛		○					
加藤久七		○					
半田屋甚八		○					
内海屋伊左衛門		○					文化9 内海屋伊左衛門→米屋清兵衛
半田屋甚吉		○					
皆川屋惣七		○					
炭屋惣兵衛		○					
油屋清助		○					文化9 油屋清助→山名屋徳三郎
横井善八		○					
井桁屋長右衛門		○					
大橋屋源七		○					皆川庄蔵へ入
柏屋市兵衛	船入町	○			○		
山名屋徳三郎	船入町	△	●		○		文化9 油屋清助→山名屋徳三郎
米屋清兵衛	船入町	△			○		文化9 内海屋伊左衛門→米屋清兵衛
美濃屋栄助		△					文化9 熊野屋清兵衛→美濃屋栄助
麻屋吉右衛門	茶屋町(五条町)		●		○		安政6 麻屋吉右衛門株→皆川増蔵
亀屋嘉兵衛(喜兵衛)	船入町		○	◎	○	◎	
かと屋久平	堀詰町		○				
清水屋弥吉	納屋町			◎	○	◎	
鈴村屋庄兵衛	広井花車町			◎	○		
皆川屋徳兵衛	納屋町				○	◎	
万屋伝左衛門	納屋町				○	◎	

商人名	場所	文化9	天保3	天保9	安政3	安政5	備考
小川屋専助	大船町				○	◎	
本地屋富之助	納屋町				○	◎	
天野屋吉太郎	船入町				○	◎	
鈴村作左衛門	広井				○	◎	
中屋豊七	船入町				○	◎	
美濃屋彦右衛門	戸田道				○		
竹皮屋伊三郎	塩町				○		
山田屋仙助	大船町				○		
岩田屋庄八	阿波殿蔵屋敷				○		
杉屋徳藏	大船町				○		
万屋惣八	大船町				○		
美濃屋又八	納屋町				○		
久木屋平吉	船入町				○		
万屋半右衛門	大船町				○		
小島屋治郎左衛門	塩町				○		
鎰屋八郎兵衛	船入町				○		
大野屋金三郎	納屋町				○		
山名屋理三郎	船入町				○		
時田屋源七	船入町				○		嘉永7 仮株→本株
薩摩屋常助	船入町				○		
時田屋利八	船入町				○		
大川屋清七	船入町				○		
師崎屋定一	納屋町				○		安政3 水岡屋浜吉→師崎屋定一
熊野屋[金卯]之助	納屋町				○		
山名屋甚兵衛	船入町				○		
植田屋卯助	よし町				○		
熊野屋重兵衛	納屋町				○		
水岡屋浜吉	納屋町				△	◎	安政3 水岡屋浜吉→師崎屋定一

出典)「諸記」(文化3年～文化12年)、「諸事記」(文政8年～天保7年)、「諸事記」(弘化4年～文久2年)日本福祉大学知多半島総合研究所編 校訂斎藤善之・高部淑子『尾張国名古屋納屋町肥物問屋高松家史料師崎屋諸事記』(1994年 校倉書房)。

凡例)文化9年・天保3年の○印は名古屋千鰯問屋の構成員を、安政3年の○印は名古屋肥物世話方肝煎の構成員を示す。●印は千歳講の構成員を示す。△は名古屋千鰯問屋および名古屋肥物世話方肝煎にその後加入が確認できる者、▲はその後千歳講に加入したものを示す。天保9年の◎は名古屋米穀問屋を、安政5年の◎は名古屋米穀世話方肝煎を示す。

激減する。1812年(文化9年)に名古屋千鰯問屋は35名であったが、天保初年には21名に減少した【表1】。

こうした状況のなかで、名古屋千鰯問屋のなかで、中心となる13名が1832年(天保3年)11月に千歳講を結成した。それを示すのが次の史料である。

【史料7】⁽¹⁹⁾

天保三辰年閏十一月晦日、兼而仲満談置候
仲買方と和熟筋ニ付、内輪取締シニ付、ヶ
條書出来、千歳講と申、都合拾三軒申相、
相定申候、尤右ヶ条書ハ千歳講と申帳面ニ
委細相認有之、且右條々ハ先達而あら方仲
満中江相廻り申候付、前之所ニ認置申候、
尤少々ハ加筆も出来候而、味よく認御座候、

依之此所ニハ書記不申候、右ニ付都合十三軒調印いたし可申候ニ付、半田屋助右衛門殿店善助、右千歳講帳面持参ニ付、印形いたし遣ス

十一月晦日 調印いたし遣ス

信甚 麻吉 山庄 半田助 山徳
淀松 時田 中久 師長 皆庄
大藤七 万弥 熊伝 〆十三軒

【史料7】によると、講の結成は仲買方との和熟に起因する。これまで記してきたように、他国からの肥物が干鯛問屋を通さず、領内に流通しており、干鯛仲買の取引に支障がでていた。それは干鯛問屋による肥物流通統制が徹底できなかったからである。その背景には干鯛問屋の求心力の低下があり、それを解決するために千歳講が結成された。その構成員は次に示す13名である。

信濃屋甚平、麻屋吉右衛門、山名屋庄兵衛、半田屋助右衛門、山名屋徳兵衛、淀屋庄右衛門・代松助、時田金右衛門、中屋久兵衛、師崎屋長兵衛、皆川屋庄兵衛、大鐘屋藤七、万屋弥兵衛、熊野屋伝兵衛である。

千歳講結成に向けた動きは、1832年（天保3年）6月の「入船商仕法」の確認からもわかる。参加者13名は千歳講構成員と同様である。この仕法は領内に入船した荷物の取り扱いを定めたものであり、領内における干鯛問屋・仲買の流通ルートを明確化した。

【史料8】⁽²⁰⁾

天保三壬辰六月廿四日記之、入船商仕法一場所^考蔵屋敷之事

〆粕五百匁宛

一買入附直段 ほしか壺分

たねまこ同断

一入船商、朝六ツ時方四ツ時迄

一船人衆問屋とも売買可致事

一現金引替荷物相渡ス事

一蔵敷、入舟商之日方十五日之間蔵敷なし、

其余^考〆粕壺俵ニ付一ヶ月三厘、ほしか式厘、種まこ壺枚ニ付壺厘、

一入船商定日、正月五日・十日・十五日・廿日・廿五日

二月方六月迄一六之日

七月方十二月迄五日・廿日・廿八日

但、立種物^考入船之節々定日ニ不抱、仲買衆へ相触商ひ立之事

熊伝 万弥 大野藤七 皆庄

仲満名前 師長 中久 時田 山名徳

淀松 半助 麻吉 山名庄

信甚 〆拾三軒

【史料8】によると、取引場所は、蔵屋敷とある。『名古屋肥料雑穀問屋組合沿革史』⁽²¹⁾によれば、「竹皮屋蔵屋敷（目下師定倉庫）、森田屋蔵屋敷（目下三輪嘉倉庫）」とあり、その場所は、昭和初期には師崎屋定一、三輪嘉左衛門の倉庫であったことが明らかであり、堀川沿いの納屋町境界であったことがわかる。

保田（熱田沖）に停泊した船から、肥物を平田船などに積み替え、その船で堀川を遡り、蔵屋敷に運んだ。船人衆と問屋の間で、朝六ツ時より四ツ時まで（午前6時～午前10時）現金取引が行われた。これにより船から問屋、問屋から仲買への流通ルートが定められ、干鯛問屋・仲買はこれ以外の流通ルートを排除しようとしたのである。干鯛問屋は、江戸・浦賀からの廻船の買積肥物荷物が増加するなかで、その対応策として、「入船商仕法」を確認した。

千歳講による流通維持の図られたが、干鰯問屋全体としては弱体化しており、その建て直しは急務であった。そのなかで、千歳講に加入を希望する商人が現れた。

【史料9】⁽²²⁾

天保五年午六月十五日 さゝ嶋店におゐて
饗応

大橋次郎左衛門、千歳講干か問屋仲満^江加入致度旨、段々頼御座候、付^而者干かや豊助も兼^而加入致度旨申入候処、是ハ断申遣候よし、右大橋ハ前々十三軒仲満之処、休株店方も無商売混乱ニ付中絶、然所今般開店出来ニ付頼御座候、尤義定金取極後御座候故、いろへ談合候処、仲満一統加入も宜旨御座候^而、入講いたされ申候、則義定金一両毎月かけ金共、一時取揃差出され候、右金子ハ皆川屋^江預ケニ相成申候、幸ひ右節市立商ひ相談中ニ付、さゝ嶋ニおゐて例月寄談之ふるまひ大橋^と致ス

大橋次郎左衛門、干鰯屋豊助の2名が千歳講への加入を希望した。大橋は干鰯問屋を休株になっていたが再開したため、加入が認められた。干鰯屋豊助の加入は許可されなかった。

干鰯問屋の性格として、米穀問屋・廻船問屋を兼業しているものが多く、干鰯問屋を休業・廃業しているからといって、かならずしも商売の衰退にはつながらなかった⁽²³⁾。

【表1】によると、1832年(天保3年)の千歳講加入者13名中5名が干鰯問屋兼業者であり、干鰯問屋21名中7名が米穀問屋であった。また、千歳講加入者の時田金右衛門、熊野屋伝吉、1834年(天保5年)千歳講新規加入の大橋次郎左衛門も廻船問屋であった。廻船からの干鰯・メ粕荷物が

増加するなかで、廻船問屋と干鰯問屋との兼業は意味があった。

問屋の再編を考えるうえで、新規加入者の素性の解明が手がかりになる。その一例として、次の史料がある。

【史料10】⁽²⁴⁾

天保三壬辰八月十三日、亀屋喜兵衛株干か問屋升屋喜作ニ相勤居候豊助譲受、仲満為披露橋長ニ^而振廻御座候、尤右豊助兼^而右喜兵衛株かり受、干鰯問屋致被居候、段々願込ニ^而譲受相済、尤亀屋豊助と相唱候様ニ相極御座候

【史料11】⁽²⁵⁾

天保四年〔癸巳〕正月十六日頃、熊野屋清兵衛干か問屋株之義、譲受取申候披露

熊伝ニ勤居申候人 熊野屋栄助

右株譲受披露のため、大野屋惣助方ニ^而振舞御座候、新次郎名代ニ召出申候、尤馳走品^者先年内海屋伊左衛門株譲受被申候、内海や清兵衛殿之節と同様ニ御座候覚御座候、右栄助表立候節^者やはり熊野や栄助御座候、家名^者ミのや栄助と申事御座候……

【史料10】にみられるように、豊助は干鰯問屋升屋喜作の奉公人であり、借株から正式な株取得に至り、屋号の亀屋を引き継いだ。亀屋は米穀問屋であり、家業はそのまま継続した。【史料11】の事例も同様であり、熊野屋清兵衛の株を引き継いだのは熊伝(熊野屋伝吉)の奉公人であった。熊野屋栄助の名前を用い、家名は美濃屋栄助を名乗った。

千歳講を中心に干鰯問屋が再編されるなかで、領内への干鰯・メ粕供給について、尾張藩による国産化の動きがみられ

た。1835年（天保6年）領内の干鰯需要に
 応えられるよう藩主導の干鰯・鰯粕流通
 を試みた。この時期は天保の飢饉時にあ
 たり、干鰯・鰯粕の価格が高騰した時期
 であり、この時期に、尾張藩は自藩主
 導の流通を行おうとした。

【史料 12】⁽²⁶⁾

天保六年乙未六月御役所方御呼出ニ而左
 之通之御書付御下し被下候、右者江戸表
 方相濟来候段之よし

今般御国益并村方御救筋をも相含、奥州筋
 浜方等おみて干鰯・鰯粕御買入、築地屋
 敷江相納させ、御蔵物之名目を以此表へ積
 登させ取捌人申付、市売ニ為致答之事

但、右荷物之義ハ直御買上ニ而、築地
 御屋敷方相廻、江戸表十組問屋江ハ不
 相拘候事候得者、勿論是迄御城下江懸
 引等無之荷主ニ候事

右之通被仰聞故障筋御尋御座候付、早々寄
 合いたし周評之上御答書申上候処、故障筋
 申立不相成振合、仍而買受人仲間之者へ被
 仰聞候様申上候処、是も不行届、仍而内々
 皆庄へ相談致、種々心配いたし候得共、致
 方無之候ニ付、兎角故障筋願下ヶ可仕様ニ
 と申事、旁尤皆庄取捌人ニ御座候仲満之事、
 旁あしくハ不取扱候間、何分此度之義ハ、
 願下ヶ之方宜様ニ被申候故、一同申合之上、
 願下ヶ之願面差出し申候、右願書并ニ其外
 受取等之書面、千歳講仲満諸事記、委曲留
 書御座候、此一条甚仲満心配、一昼夜相談
 等いたし候事も御座候

願書名前

手前

山名屋庄兵衛

熊野屋伝吉

御取扱吟味役

鈴木多門次様

尾張藩江戸築地屋敷が奥州筋の浜方から
 干鰯・鰯粕を一手に買い上げる方法であり、
 尾張藩の江戸築地屋敷に納めさせ、名古屋
 への輸送を「御蔵物」と同様に扱うと記さ
 れている。「御蔵物」とは、岐阜縮緬や瀬
 戸物などが対象とされ、その流通を尾張藩
 の統制下で行うことに重点あった。

こうした尾張藩の動きに対し、名古屋干
 鰯問屋は「故障筋申立不相成振合」とある
 ように、問題があるとは言えない状況であ
 ると察しており、受け入れざるを得ないと
 いう認識である。1832年（天保3年）に
 結成した千歳講仲間がこの問題について協
 議し、苦悩している。

実際に、尾張藩主導の流通による干鰯の
 市売の村触が出された。

【史料 13】⁽²⁷⁾

御国方出来之儀差留相成候処、昨十一日
 より解き相成候間、此段村中え不洩様可
 申通候

一奥州筋干鰯鰯粕、御国益村方御救とも御
 含、御蔵物名目ニ而積廻相成答候処、今
 般総州浜方方為差出、此表え積登相成候
 付、市売ニいたし候積、納屋町皆川や利
 七え取扱申付有之候、付而ハ先為試在々
 之内、是迄干鰯鰯粕取扱候者并御城下問
 屋仲買共え入札申付有之候間、望之者ハ
 来ル十七日晴雨共朝四ツ時以前、納屋町
 熊谷庄蔵扣蔵屋敷え罷出、入札取調可差
 出候、此段干鰯鰯粕取扱之者共え不洩様
 可申通候

右之通相触候様御勘定奉行衆被申聞候間、
 相触之候間、承知之上村下庄屋印判せしめ、
 昼夜とも相廻し納村より可返候、已上

七月十二日

松 又右衛門
別紙村々
庄屋

江戸から名古屋に運ばれた奥州筋干鰯・メ粕は、納屋町の皆川屋利七の取扱いのもとで市売にされた。皆川屋利七は米穀問屋であり、『師崎屋諸事記』では1839年（天保11年）に干鰯問屋をつとめたことが確認できる⁽²⁸⁾。

市売に参加できるのは、これまで干鰯・メ粕を取扱ってきた者と城下の干鰯問屋・干鰯仲買であった。この触は村触であり、城下以外の干鰯商たちにも広範に呼びかけられたものである。名古屋干鰯問屋が領内に移入する干鰯・メ粕については、まず名古屋干鰯問屋が取扱い、それから仲買などを通して、領内へと広がる従来の流通ルートが否定されたことになる。

藩としては、天保飢饉時という状況もあるが、【史料5】の塩屋の言い分にもあるように、名古屋干鰯問屋主導の既存の流通では、立ち行かない状況を考慮したのである。

こうした干鰯・メ粕の藩主導の流通は、尾張藩に限らず、紀州藩でもみられた。内田龍哉氏の研究⁽²⁹⁾によると、1841年（天保12年）の株仲間解散を受けて、旧江戸干鰯問屋（浦賀干鰯問屋を含む）を再編する形で紀州藩主導が進められた。

紀州藩と尾張藩の違いは、紀州藩は江戸干鰯問屋を介した流通再編を目指したが、尾張藩は江戸干鰯問屋を排除したところにあった。それは【史料2】にみられるように、喜多村富之助の感覚では、紀州の干鰯取引は、好まれる干鰯の特徴が限定的であるため、注文売が多く、一方で名古屋は注

文売が少ないという取引に違いがあったことに起因する。

江戸の問屋が流通をコントロールしていた幕藩制的流通が主導的であった大坂・江戸間において、尾張藩・紀州藩の御三家の大藩が自らの流通を模索したことは幕藩制市場解体に結びつく動きと考えることができる。とくに、尾張藩の動向は株仲間解散以前であり、江戸干鰯問屋を排除した流通であったことに注目したい。

ただし、江戸干鰯問屋を簡単に排除できない事情もあった。次の史料は、江戸干鰯問屋から名古屋干鰯問屋に宛てた1836年（天保7年）の書状である。

【史料14】⁽³⁰⁾

一筆致啓上候、薄暑御座候処、先以各様御揃益御勇健ニ被成御座珍重御儀奉存候、次ニ当方相変義無御座候、乍憚御安意思召可被下候、然者毎々御買代并仕切代金、御地ニ而木綿為替御取組、当地太物問屋方江手形御添状とも御差下し被成下候処、近来右問屋方参着と日限延、殊ニ種々入割等申聞渡方延引、一同迷惑至極仕候間、已来度々掛合不申候様、渡り日限手形江相認メ入被下、無相違相渡り候様、御添状江直様相渡り日限御案内可被下候、若日限通と渡り口延引致候へ者、手形為差登不申候而者不行届ニ相成候間、何分ニも乍御面倒、右日限無相違相渡り候様、御取斗可被下候、此段奉頼上候、先者右申上度如此ニ御座候、恐惶謹言

申四月廿六日 江戸両庭
干鰯問屋中印

名古屋
干鰯屋
御中間衆中

江戸干鰯問屋は名古屋からの肥料代金の回収に名古屋から江戸に販売された木綿の代金を相殺する為替を利用していった。しかし、為替手形の延着により、支払期限が過ぎてしまう。そこで、日限通りに渡るように取りはからって欲しいと名古屋の干鰯問屋に頼んだ。恒常的に干鰯代金と木綿代金の為替手形が組まれており、流通のみならず金融面からの江戸・名古屋間のつながりがあった。名古屋の木綿問屋にとっても、代金回収システムとして名古屋・江戸の干鰯問屋による干鰯取引は重要であった。

尾張藩による干鰯・粕供給の国産化の影響がどの程度あったのか、実態を解明する必要があるが、江戸・浦賀両干鰯問屋－名古屋干鰯問屋－干鰯仲買の既存のルートを脅かしたものと思われる。一方では、千歳講が主導する廻船による買積荷物の取引が商仕法に基づき実施されていた。このように流通が変化する状況下において、株仲間が解散された。

1841年（天保12年）12月の幕府の株仲間解散令は、翌年尾張藩領にも適用され、名古屋城下の株仲間も解散となった。表向

きは株仲間はなくなったが、1845年（弘化2年）より、尾張藩では株仲間と同様の世話方肝煎を10年限で認めることにした⁽³¹⁾。

1812年（文化9年）に35名存在した干鰯問屋は、1832年（天保3年）には約20名ほどに減少し、肥物世話方肝煎に移行した後、44名に増加したが、1832年（天保3年）から継続する商人は11名であった【表1】。

【表1】【表2】によると、1856年（安政3年）の肥物世話方肝煎44名と、1858年（安政5年）の米穀世話方肝煎（旧米穀問屋）26名を重ねると、両世話方肝煎を兼業する商人は11名存在した。それ以外でも、水岡屋浜吉は1856年（安政3年）に肥物世話方肝煎を辞め、米穀世話方肝煎をつとめた。【表2】からは、米穀問屋から米穀世話方肝煎へ移行する約20年の50商人の内、21名が肥物世話方肝煎（干鰯問屋を含む）もしくはかつて干鰯問屋であった商人であることがわかる。また、同系統の家であっても干鰯問屋と米穀問屋を別名で行う者もあり、兼業者はもう少し増えるものと思われる。

表2 名古屋米穀問屋(名古屋米穀世話方肝煎)からみた名古屋干鰯問屋(名古屋肥物世話方肝煎)との兼業表

商人名	天保3	天保9	安政3	安政5	備考
師崎屋長兵衛	○	◎	○	◎	
亀屋喜兵衛(嘉兵衛)	○	◎	○	◎	
万屋弥八	○	◎		◎	
大鐘屋藤七	○	◎			
中屋久兵衛	○	◎			
半田屋助右衛門	○	◎			
淀屋庄右衛門	○	◎			
清水屋弥吉		◎	○	◎	
鈴村屋庄兵衛		◎	○		
加藤屋弥吉		◎		◎	
船津屋源兵衛		◎		◎	
油屋勘左衛門		◎		◎	文化9

商人名	天保3	天保9	安政3	安政5	備考
杉屋佐助		◎		◎	
竹皮屋伊助		◎		◎	
山口屋利助		◎		◎	
一東利助		◎			
皆川屋利七		◎			天保11
山本屋彦兵衛		◎			
米屋兵吉		◎			
伊藤忠左衛門		◎			
米屋弥兵衛		◎			
油屋伊助		◎			
万屋宇兵衛		◎			
熊野屋清兵衛		◎			文化9
杉屋佐太郎		◎			
佐和屋理右衛門		◎			
麻生屋権七		◎			
美濃屋要助		◎			
野間屋伊兵衛		◎			文化9
内海屋嘉六		◎			
高木屋縞次郎		◎			
山田屋政九郎		◎			
油屋次平		◎			文化9
丸屋伊三郎		◎			
鈴村作左衛門			○	◎	
皆川屋徳兵衛			○	◎	
中屋豊七			○	◎	
本地屋富之助			○	◎	
万屋伝左衛門			○	◎	
天野屋吉太郎			○	◎	
小川屋仙助			○	◎	
浅野屋助太郎				◎	
銭屋徳太郎				◎	
知多屋与七				◎	
水岡屋浜吉				◎	安政3
油屋松蔵				◎	
古田屋善兵衛				◎	
杉屋伝吉				◎	
加藤屋藤助				◎	
高木屋久兵衛				◎	

出典)「諸事記」(文政8年～天保7年)、「諸事記」(弘化4年～文久2年)日本福祉大学知多半島総合研究所編 校訂斎藤善之・高部淑子『尾張国名古屋納屋町肥物問屋高松家史料師崎屋諸事記』(1994年 校倉書房)。

凡例)天保9年の◎は名古屋米穀問屋を、安政5年の◎は名古屋米穀世話方肝煎を示す。天保3年の○印は名古屋干鰯問屋の構成員を、安政3年の○印は名古屋肥物世話方肝煎の構成員を示す。●印は千歳講の構成員を示す。なお、備考の年号はその時期に干鰯問屋・世話方肝煎をつとめたことを意味する。

3 幕末期の名古屋およびその周辺の干鰯流通

前述した通り、尾張藩では、1845年（弘化2年）より世話方肝煎制度を10年の年限で始めた。1851年（嘉永4年）に幕府が株仲間を再興しても、世話方肝煎は1855年（安政2年）の満期まで継続した。そこで、肥物世話方肝煎はさらなる期限の延長を尾張藩に求めたが、尾張藩は期限延長のための冥加金300両の上納を要求した。しかし、肥物世話方肝煎は不景気からくる困窮により、冥加金の免除を願い出たが認められなかった。1856年（安政3年）ようやく、冥加金上納を条件に肥物世話方肝煎の継続が認められた。

名古屋の肥物世話方肝煎は、先述した熱田の平野屋新七に肥物世話方肝煎同様の肥物取引が認められたことからくる問題や、関東の鰯不漁からくる不景気・困窮を訴え、冥加金免除を尾張藩に願い出た。その史料が次の史料である。

【史料15】⁽³²⁾

乍恐御請旁奉願上候御事

肥物世話方肝煎

肥物株式年限満ニ付、猶又右職年限継御願奉申上候処、外株年限継ニ付、御冥加筋相勤候趣も御座候由、其段御誌被下置奉畏、仲満共追々相談仕候得共、近年熱田地ニおゐて同職平野屋新七御免ニ相成、右手先之者共出来、川口ニ入船荷物押留、御主意以前と事替り、是迄私共売先ニ御座候御城下小売屋を初、木曾川筋在商人共呼集、手広ニ商内取組仕候間、川奥江入船荷次第ニ相減シ、差障り、川並数軒之者難立行仕合ニ相成、難渋迷惑仕、且、御城下仲買之儀も、先般古復之筋を以締奉願上候処、御聞濟無

旁以乱雑仕、年々衰微と相成、古復之意味聊無御座、心配歎息而已仕、其上三・五年以前より百年以来之不漁打続、関東初近国浜々共、一同漁事無御座候間、元方高値不引合、肥物類都無数ニ付、尚更熱田地之商人共入船待請、川口ニおゐて船々直引合水揚仕御城下初近国迄手厚売捌候間、当時之処別不景気相増差詰り困窮仕候間、何共奉恐入候次第ニ御座候得共、御冥加之儀何卒御宥免被下置、御年限継被仰付、是迄之通御運上銀等上納仕度、乍恐只管奉願上候、右願之通御聞濟被下置候ハ、一同難有仕合可奉存上候、以上

巳十月

右惣代

山名庄兵衛㊤

師崎屋長兵衛㊤

大野屋藤七㊤

【史料15】によると、巳（1857年・安政4年）10月に肥物世話方肝煎の惣代から尾張藩に願書が提出された。

熱田の平野屋が城下の小売屋や木曾川筋の村の商人たちを集めて、手広く商いをしている。そのため、堀川を遡る船が次第に減り、肥物世話方肝煎のなかには立ち行かなくなるものも出ており迷惑しているという。名古屋城下の干鰯仲買は、株仲間が再興され昔に戻ったものの、全く意味がないと心配している。

さらに2年後の1859年（安政6年）に、肥物世話方肝煎はようやく運上金300両を上納した。

【史料16】⁽³³⁾

乍恐奉願上候御事

肥物世話方肝煎

惣代

師崎屋長兵衛印
 大野屋藤七同
 山名屋庄兵衛同
 皆川屋徳兵衛同
 時田屋金右衛門同
 大橋屋次郎左衛門同
 時田屋源七同

肥物世話方肝煎年限継之義、願之通被仰付、難有仕合奉存候、付^而ハ是迄御運上銀上納方取締、精々取斗来候得共、猶更以後締之為、仲満共一同^江御鑑札御渡被成下候様仕度奉願上候

一熱田地を初、近在等^江近来荷物直水揚、又ハ直買仕、甚以不締^ニ而、第一御城下之入荷物相減、随^而御運上相洩悲歎仕候、付^而ハ熱田地^并在々御取締之儀ハ、猶更取調へ可奉願上候得共、先々御城下お^みて肥物直買之儀ハ、私共初肝煎之外不相成段、町中^江御嚴重御触流し被仰付候様仕度奉願上候

右之趣乍恐御早行御済口被仰渡候様仕度、左候ハ、家職筋取続、如何斗難有仕合奉存候、以上

未正月

【史料 16】は、未（1859 年・安政 6 年）に肥物世話方肝煎惣代が尾張藩に提出した願書である。熱田での荷物の直水揚・直買が横行していることを肥物世話方肝煎は問題視している。城下において肥物直買ができるのは、自分たちだけであり、他の者は「直買」できないことを町触で流してほしいと願ひ出ている。

さらに、1865 年（慶応元年）には、名古屋・熱田以外の場所でも肥物世話方肝煎が認められるようになる。

【史料 17】⁽³⁴⁾

干鰯^メ粕類肥物不融通高直^ニ相聞候付、潤沢筋等吟味之訳も有之、今度下小田井村万物問屋久兵衛、同村新兵衛と申者え肥物在中世話方肝煎申付候、尤御城下肥物世話方肝煎等^ニハ、不拘引離申付事候間、是迄在中^ニ而商ひ仕来候者共、右潤沢有之主意、右兩人之者申合、厚心懸可令世話候、勿論右躰世話方申付候共、株式等之訳^ニ無之候間、以後、農業片手間商始候者出来候共聊差拒間敷、且^メ売又ハ却^而不融通之節ハ、前頭兩人^并世話方共名目可引揚候条、其段兼^而可相心得候、

右之通相触候様地方御勘定奉行衆被申聞候付相触之候間、承知之上早々順達留^可返候、以上

（慶応元年）六月四日

下小田井村万物問屋の久兵衛と同村の新兵衛が肥物世話方肝煎として許可された。下小田井村は野菜の集散地であり、万物問屋は青物・土物などの野菜すべてを扱う問屋のことである。生産地との結びつきが強く、干鰯・^メ粕類の肥物が手に入らない状況や、値段高騰の影響を受け、肥物世話方肝煎を願ひ出たものと思われる。御城下肥物世話方肝煎とは異なり、肥物在中世話方肝煎を名乗っている。下小田井村は庄内川筋にあたり、堀川を経由しないため、名古屋の肥物世話方肝煎の嘆く堀川に入る荷物の減少には抵触しない。

熱田の塩屋は肥物商売の許可を求める際に、名古屋干鰯問屋と肥物の消費者との遠さを指摘した。それに対して、名古屋干鰯問屋は領分の在々に仲買がいることで不都合はない、と答えている。

この時期になると、干鰯・^メ粕の価格高

騰もあり、農村への肥物供給も困難になっていた。尾張藩は、名古屋干鰯問屋の特権を守るより、熱田・下小田井村の商人たちにも解放し、肥物流通の拡大を狙った。

4 肥物市場としての名古屋の衰退

【史料2】によると、伊勢国では近年廻船が干鰯・メ粕を買積し、運ばれるようになったと記されている。天保期以降、尾州廻船の関東への航海は増加する⁽³⁵⁾。とくに、内海船・野間船・常滑船の知多郡西浦の廻船は関東に米や塩を運び、関東から干鰯・メ粕などの肥物や大豆を輸送した。伊勢国への干鰯・メ粕の廻船による買積輸送について考えてみたい。

名古屋の肥物世話方肝煎が肝煎職の継続を願い出ている時期に、名古屋城下の衰微が問題にされていた。

【史料18】⁽³⁶⁾

乍恐口上之覚

納屋町

師崎屋長兵衛

大野屋藤七

清水屋弥吉

水岡屋浜吉

山口屋利助

今般御城下御繁栄筋江付、御談之趣難有御儀奉存候、夫ニ付当時堀川出入之船々、御改所多ク相成、甚難渋仕、就中熱田御番所之儀、夜分或者風雨之節船人共一同迷惑仕、尚又先達而ト出荷物、地艀之改受候儀等出来仕、数ヶ所改請、手数相懸り候内、汐時後レ候間、差支相成、并不案内之船人共、所々ニ御改請候儀窮屈かり、内心相厭ひ、若手拔等出来仕候儀共、深く案し、可相成丈空船ニ堀川出船仕候儀を取斗ひ、御城

下ニ買積仕度品々も熱田地又者他国ニ買入取引仕、川奥御城下之衰微不過之、眼前見聞仕、別ニ米穀肥シ物等、積出し方手数相懸り候ハ、勢州四日市・桑名・熱田地等ニ、多分買入仕、他所之繁昌と相成、残念至極奉存候、何卒先年無之熱田地御所并艀船之者改加印仕候儀、御解キニ相成候様仕度、左候得者、船人共安心ニ堀川出入仕候様ニ相成、入荷潤沢出荷物と交易仕候ハ、以前ニ復シ御城下繁栄之基と乍恐奉存候、仍此段御達申上候、以上

巳五月

【史料18】は、師崎屋長兵衛以下4名が1857年（安政4年）5月、尾張藩に提出したものである。名古屋城下から荷物を出す際も、名古屋城下に荷物を入れる際も堀川を上下しなければならず、手間がかかる。また、潮時を考えた運行になり遅れが出て、このような状況に不案内な船人は取引を窮屈に感じる。名古屋の商人が買積したい品も熱田・他国にて買入れて取引を行う。米穀・肥物は積み出し方に手間がかかる。名古屋の衰微に反して、四日市・桑名・熱田は繁昌しているという。熱田番所での改めをなくすことで、平田船の往来がしやすくなり、城下に潤沢に荷物が入るようになり、城下繁栄の基になるという。名古屋城下の衰微の状況は、いっそう進んでいった。

【史料19】⁽³⁷⁾

乍恐御答旁御達奉申上候御事

一近年御城下江メ粕・干鰯等入津相減、他郡江致運送候趣、四日市表年内多分肥物積送候様之義ニ付、農業第一之品故、右相減候ハ、御国益ニ茂付相拘候儀、如何不都合之筋可有之候哉之趣、御尋被為

遊畏候、右肥物相減候儀ハ、御城下ニ不限何国共、先年大地震後ハ不漁ニ付、元方直段目切高直ニ相成、何国共不都合ニ御座候由、四日市表肥物商売人衆中ニ大家方^茂有之候ニ付、江戸表^ハ積送り、又ハ買入品等も多分有之候ニ付、何れ少々^者潤沢可仕歟ニ候へ共、船持ニおいてハ御国他国之無差別、商売筋之事故、運送宜敷所ニ^而売買勝手次第之仕来りニ御座候、只今之姿ニ^而者、別段不都合之筋合等^茂無御座候間、乍恐此段奉御達申上候、以上

戌三月

北条村船持惣代
清水庄蔵
同村 庄屋
瀧田金左衛門

吉田次郎吉様

御陣屋

【史料 19】は、戌（1862年・文久2年）3月の史料である。【史料 19】の下線部①に記されているように、尾張藩の認識としては、名古屋城下への^ハ粕・干鰯などの肥物の移入が減り、他郡、なかでも四日市に多く肥物が積み送られている。

そこで農業が第一なので肥物が減少すると国益に拘わるためどのような不都合があるかという問いに対する、尾張藩横須賀陣屋の代官吉田次郎吉宛の回答である。

問われたのは常滑船の本拠の一つである北条村の船持惣代の清水庄蔵と、北条村庄屋の瀧田金左衛門である。瀧田金左衛門も常滑船の船主であった。

回答の内容は、肥物が減っているのは名古屋城下に限らず、どこの国でも同様である、その原因は1855年（安政2年）の江

戸大地震以降の不漁にあり、元の値段がめっきりと高値になり、どこの国でも不都合であると記している。四日市の肥物商は「大家」なので、江戸から積送りの品や廻船の買積荷物も多く存在しているので、少々は潤沢なのだろう。船持は尾張と他国の区別なく、商売の事を考え運送が良い場所を選び、勝手次第に取引を行う。結論として今のところは不都合を感じていない、と回答している。

【史料 20】⁽³⁸⁾

近来御城下江干鰯^ハ粕其外肥物等入津相減、専他郡江致運送、就中四日市表江^者年内多分之肥物積送候由御聞上、右ハ御城下ニ^者商内仕候得ハ、何ノ不弁利損益之等ハ有之事ニ^茂候哉、左候へハ如何様相成候ハ、入津増候哉、船持一統申合入津増方之仕法取調書付ニ相認メ御達可申上旨、被仰渡候趣承知、奉恐船持^者手前一同取計申候故、右肥物相減候儀ハ、御城下ニ不限、何国共去ル寅年大地震後ハ不漁ニ付、元方直段目切高直ニ相成、何国共不都合ニ御座候由、且四日市表之儀手広ニ売買仕候者有之候付、江戸表^ハ積送り又^者注文等^茂多分有之候付、何れ御城下^ハ潤沢可仕様ニ候得共、私持おゐてハ御国他国之無差別商売向之事ニ付、運送宜し所ニ^而売買勝手次第ニ仕来り候儀ニ候間、只今之姿ニ^而者別段不都合之筋合等ハ無御座旨、船持一統申聞候、仍之右之趣御受旁御達申上候、以上

戌三月

常滑村庄屋 小平
瀬木村庄屋 庄次郎
北条村庄屋
瀧田金左衛門
多屋村庄屋

井上半右衛門
大野村庄屋
平野彦右衛門

吉田次郎吉様
御陣屋

【史料 20】は、【史料 19】と同時期（1862 年・文久 2 年）に、常滑船の本拠である常滑村・瀬木村・北条村、多屋船の本拠である多屋村、大野船の本拠である大野村の庄屋が連名で、横須賀陣屋の代官吉田次郎吉に答えている。

名古屋城下の干鰯・鰯粕などの肥物の移入が減り、とりわけ四日市に多くの肥物が集まっているという認識は、【史料 19】と同様である。尾張藩の意向の内容は、名古屋への商いについて、どのようにすれば肥物の移入が増加するのか。船持たちに対して、名古屋城下への移入量を増やす方法を考えるようにとの指示がなされた。このことは承知したが、船持たちの言い分は、【史料 19】と全く同じである。

つまり、船持の言い分は商売の問題なので、運送の宜しい場所での取引を望むということであり、名古屋城下への取引にこだわっている訳ではなかった。

尾張藩としては、名古屋城下への肥物移入を増やすという考え方のみではなく、手広く肥物流通を行うことも視野に入れ、【史料 17】にみられる肥物在方世話方肝煎の公認を行ったものと思われる。

5 肥物市場としての四日市の隆盛

内海船船主内田佐七家では、四日市に干鰯・鰯粕などの肥物、米、雑穀などを扱う店を、1860 年（万延元年）に住田屋の屋号で開設した。それ以降の 1864 年（元治元年）

の 5 年間で秀太郎（2 代目佐七）が取り仕切っていたようである⁽³⁹⁾。肥物市場として活況を呈していた四日市に内田家は店を開設したものと思われる。

内田佐七四日市店の経営の特徴の一つとして、干鰯・鰯粕の取引がある。内田佐七家の手船が積んできた干鰯・鰯粕を直水揚・直買をしていた。取引の肥物は、南部粕・鹿嶋干鰯・本場（九十九里浜）干鰯などの江戸・神奈川・浦賀で船積みされたものと、松前粕・厚岸粕・垂舞粕など蝦夷地産の鰯粕・鰯粕の兵庫で船積みされたものがある。【史料 19・20】に記されているように、安政の江戸大地震以降は不漁であり、そのため関東産魚肥だけでなく、蝦夷地産魚肥を兵庫から積み下った。

内田佐七四日市店の史料から取引の様子を記すことにする。

【史料 21】⁽⁴⁰⁾

「水谷孫左衛門」

同（10 月 8 日）	住徳丸分
一金貳拾兩ト	松前粕拾本
四匁六分八厘	正ニ鰯貳百五拾七貫目
	十二貫八かへ

「住徳丸分」と記されており、内田秀太郎は、住徳丸から購入した松前粕を水谷孫左衛門に販売した。おそらく住徳丸は兵庫でこの荷物を買積したものと思われ、内田秀太郎は、住徳丸の買積荷物を購入した。その際の仕切は次の通りである。

【史料 22】⁽⁴¹⁾

売仕切
イ印

一松前粕 拾本
 〆式百六拾貫目
 内七貫目引
 正〆式百五拾三貫目
 拾式貫八百かへ
 代金拾九両三步ト
 九分四厘
 内
 壹匁九分式厘 浜上渡シ
 式拾九匁六分四厘 口せん
 〆金式分ト壹匁五分六
 引〆金拾八両三分ト
 拾四匁三分八厘
 右之通、代金銀別紙目録ニ入此表無出入
 相済申候、以上
 戌十月八日 住田屋秀太郎
 住徳丸権三郎殿

内田佐七四日市店では廻船からの買積荷物だけでなく、江戸干鯛問屋との直接取引もみられる。1862年(文久2年)・1863年(文久3年)の「大福帳」に記載されている江戸干鯛問屋は久住五左衛門のみである。

【史料 23】⁽⁴²⁾

「伝四郎」
 同(2月20日)積 久住殿分
 一金廿七両壹分 元百三拾俵口
 三匁七分三厘 干鯛百壹俵売し切
 同(2月20日)積 久住殿分
 一金八両式分 元百三拾俵口
 壹匁七分式厘 同廿九俵

四日市中納屋町の肥物商の小松屋伝四郎との取引であり、久住五左衛門から干鯛130俵を購入している。内田秀太郎から久住五左衛門宛の「売仕切」が出されたこと

が記されている。久住五左衛門との取引は、詳細は不明であるが、「久住出半三郎分」と表記されるものもある。

斎藤善之氏の研究によると、内田佐七家の廻船経営の特徴は兵庫や桑名・四日市から関東方面への米の買積輸送にある⁽⁴³⁾。その点を考慮すると、四日市の市場としての特徴がみえてくる。石原佳樹氏の内田佐七四日市店の取引先の研究⁽⁴⁴⁾から、「大福帳」の項目が立っている商人とその商人の取扱商品を一覧にしたのが、【表3】である。

【表3】から肥料商が21名ともっとも多い。次いで雑穀商が15名、米商が11名である。取引商人相手のほとんどがこの3種である。さらにこの3種または2種を兼業しているものが多いことが確認できる。内田佐七四日市店では、肥料と米穀を扱うことができる存在は商売上都合が良かった。【史料19】には、「四日市表肥物商売人衆中ニ大家方茂有之候ニ付」と記されており、「大家」の背景には商人の兼業も関係しているものと思われる。

内海船船主内田佐七家や常滑船船主瀧田金左衛門家の史料からは、四日市・名古屋両方の肥物取引が確認できる。ただし、内田佐七家では四日市店を開設するなど、肥料と米穀を両品を扱うことのできる商人の存在は大きかった。瀧田金左衛門は【史料19】にみられるように、四日市でも名古屋・熱田でも、商売上の問題から販売先を選び、取引したものと思われる。この問題は肥物取引のみで解決するわけでもなく、廻船の特徴にもよる。この点については今後の課題としたい。

表3 内田佐七四日市店のおもな四日市商人との取引一覧

商人名	本拠地	米	雑穀	肥料	糠	菜種	油	銭	その他
水谷孫左衛門	北納屋町	○		○					
平尾九右衛門	北納屋町	○	○						
筑前屋多七	北納屋町	○	○			○			
万屋長吉	北納屋町						○		
湊屋門次郎	北納屋町	○							
木屋久兵衛	北納屋町	○							
徳田屋武兵衛	蔵町	○		○					
吉田屋伊三郎	蔵町			○					
亀甲屋松治郎	蔵町								麻
浜屋卯八	蔵町							○	
兵吉	中納屋町		○						
小松伝四郎	中納屋町			○					
稲葉三右衛門	中納屋町	○		○					
枳屋伊助	中納屋町	○	○	○		○			
塩屋門七	中納屋町	○	○	○					
大川孫治郎	桶町		○	○					
米屋伊兵衛	南納屋町	○		○					
米屋卯助	南納屋町		○						
万屋権右衛門	浜町		○			○			
吉高屋彦助	浜町			○					
万屋卯助	浜町		○		○				
田中武兵衛	浜町			○					
中島善蔵	浜町						○		
田中半兵衛	浜町			○					
宇佐美利兵衛	浜町			○					
宇佐美新八	浜町			○					
亀屋勘助	浜町	○	○						
綿屋喜助	浜町			○					
三好屋幸右衛門	中町		○	○	○				
伊倉屋喜兵衛	新町		○	○				○	
米屋宗左衛門			○	○		○			
綿屋伊八	浜田町		○	○	○	○		○	
三輪嘉左衛門				○	○				
生川宗助			○						
山北屋藤助									蠟燭
丸屋藤右衛門								○	黒砂糖
銭屋喜兵衛								○	
山中伝四郎	川原町			○					

出典)「大福帳」(四日市店 文久2年・文久3年)内田佐七家文書。

凡例)石原佳樹「幕末期勢州四日市湊における干鰯・メ粕取引の一形態」(『知多半島の歴史と現在』12号 2003年校倉書房)の「内田佐七家四日市店の取引商人一覧」を参考にした。出典史料の「大福帳」の項目が立てられている四日市商人のみを抽出した。場所・業種については、石原氏の記載に従った。

おわりに

名古屋干鯛問屋は尾張藩の保護を受け、特権的に干鯛・𩺰粕販売を行っていた。尾張国内における江戸干鯛問屋をはじめとする他国からの買入れは名古屋干鯛問屋に権利があった。しかし、19世紀に入り肥料の使用量が増え、名古屋干鯛問屋のみでまかない切れなかった状況が窺える。また、廻船による買積が増え、名古屋より熱田の商人の方が直買・直水揚に有利であった。

天保期に入ると干鯛問屋千歳講による問屋一仲買の流通維持強化が図られるが、藩主導による領内への干鯛・𩺰粕供給がはじまり、問屋主導の干鯛・𩺰粕流通とはならず、株仲間解散を迎えた。尾張藩では株仲間から世話方肝煎と旧問屋の体制が残る形で再編を企図するものの、肝煎商人の維持が困難であり、世話方肝煎は大幅に入れ替わった。干鯛問屋との兼業が多かった米穀問屋も同様に、問屋から世話方肝煎の構成員は大きく入れ替わった。

さらに、関東産鯛が不漁期に入り、従来通りの江戸干鯛問屋との結びつきのみでは立ち行かなくなった。1855年(安政2年)の江戸大地震以降は、不漁がいつそう進み、多方面からの廻船の買積荷物を直買・直水揚することが必要であった。多方面というのは、蝦夷地産鯨・鯛や豊後水道辺りの鯛などの加工品である。

尾張藩は熱田の商人にも肥物世話方肝煎を認めた。さらに、1865年(慶応元年)には城下肥物世話方肝煎とは別に、庄内川筋の下小田井村に肥物在方世話方肝煎を尾張藩は公認した。

旧名古屋干鯛問屋の権利は、熱田および周辺地の商人に拡大していった。肥物が名古屋城下で消費されるものではなく、農村

で消費される性格のものであったためである。名古屋干鯛問屋一名古屋および尾張在干鯛仲買の流通に限界があった。

【史料 19・20】には、名古屋に比べて四日市の肥物市場が盛んであることが記されている。また、四日市の肥物商人は「大家」であるとも記されている。そこには、内田佐七四日市店と取引のある四日市の商人は米・雑穀・肥物を兼業している性格を持つ。3種または2種を兼業するものは多い。

四日市は桑名とともに米の集散地である。廻船からは大豆・小麦などの雑穀・肥物を降ろし、廻船に米を積むことができる。桑名湊が木曾三川の河口に位置し、交通上は至便であるが、川砂が溜まる場所であり、廻船の入船が困難であった。そのため、四日市湊に廻船が集まるようになった。

干鯛問屋と米穀問屋の兼業は、名古屋・四日市でみられる。しかし、兼業の意味は四日市と名古屋では異なる。四日市では干鯛・𩺰粕は移入品であり、米は移出品である。一方、名古屋は干鯛・𩺰粕も米も両方が移入品である。廻船にとって、四日市は干鯛・𩺰粕を荷揚げし、米を荷積みし、関東に向かうことができ、そこにメリットがあった。ちなみに、江戸干鯛問屋も米問屋と兼業しており⁽⁴⁵⁾、干鯛・𩺰粕は移出品であり、米は移入品であった。四日市とは逆であるが、船にとって荷揚げ・荷積みの両方の荷物を扱うことができる点は共通している。

四日市に集まった肥物はどのように消費されるのかについては判然としない。四日市の後背地には、津佐倉米・忍米などのブランド米の産地をはじめとする水田地帯が広がっていた。また、木綿や菜種などの商品作物生産地帯でもあった。安政期以降、

四日市からの廻船への荷物として、茶が運賃積されるようになった。鈴鹿山麓の丘陵地に茶畑が増加した。『菰野町史』⁽⁴⁶⁾には、1856年（安政3年）播種の千種村神畑の培養（生産）が記されている。

培養

一月中旬	寒肥	鯨び粕種粕を粉末とし人糞に混ぜて施肥
三月彼岸前後		除草と浅耕
四月下旬	芽出し肥	米糠を人糞に混ぜて腐敗させ施す
六月上旬	一番茶摘み	その後除草と平起を行う 鯨び粕を液肥とし園中一面に雑草を布いて夏目の乾燥を防ぐ

被せ茶（冠せ茶）の技法は施肥量と労働集約が高いようである。1月中旬には寒肥として鯨び粕・種粕を用い、4月下旬は米糠、6月上旬は鯨び粕を液肥として用いる。

慶応期（1865-1868）に千種村神畑の茶畑が広がったとされており、この村だけでなく広域な地域に茶畑が広がったと考えられる。四日市周辺での干鰯・鰯び粕・鯨び粕の消費量の増加が考えられる。現段階では推測の域を出ないため、今後の課題としたい。

注一覧

- (1) 斎藤善之『内海船と幕藩制市場の解体』（1994年 柏書房）。
- (2) この常夜灯は1954年（昭和29年）に、松阪城搦手口に移設された（『伊勢街道朝熊岳道・二見道・磯部道・青峰道・鳥羽道』〈歴史の道調査報告書〉1986年 三重県教育委員会）。
- (3) 「深川海辺大工町之内里俗銚子場絵図面」東京都公文書館蔵（原直史『日本近世の地域と流通』1996年 山川出版社所収）。
- (4) 日本福祉大学知多半島総合研究所編 校訂斎藤善之・高部淑子『尾張国名古屋納屋町肥物問屋高松家史料師崎屋諸事記』（1994年 校倉書房）。
- (5) 拙稿「三河国荻原村糟谷縫右衛門家と江戸干鰯問屋」（『知多半島の歴史と現在』9号 1998年 校倉書房）。
- (6) 石原佳樹「幕末期勢州四日市湊における干鰯・び粕取引の一形態」（『知多半島の歴史と現在』12号 2003年 校倉書房）。
- (7) 原直史「粕干鰯商売取扱方心得書—江戸干鰯問屋の経営マニュアル」（『論集きんせい』第16号 1994年）。
- (8) 「粕干鰯商売取扱方心得書」国立国会図書館蔵（原直史前掲注(7)）。
- (9) 村瀬正章「幕末期尾州半田村における一間屋商人の商品販売」『伊勢湾海運史の研究』（1980年 法政大学出版局）。
- (10) 三井伝左衛門家文書（武豊町歴史民俗資料館蔵）、『愛知県史』（資料編17 尾東・知多 近世3 2010年）。
- (11) 前掲(8)。
- (12) 『新修名古屋市史』（第4巻 1999年）。
- (13) 「諸記」（文化3年～文化12年）（前

- 掲注(4) p124)。
- (14)「肥物商之儀ニ付差繰候事済之一件留」(野尻家文書 徳川林政史研究所蔵)。
- (15) 前掲注(14)。
- (16) 斎藤善之「干鯛問屋諸事控 解説」(前掲注(4) p576)。
- (17)「干鯛問屋諸事控」(文政12年～安政6年)(前掲注(4) p577)。
- (18)「干鯛問屋諸事控」(文政12年～安政6年)(前掲注(4) p577・578)。
- (19)「諸事記」(文政8年～天保7年)(前掲注(4) p206)。
- (20)「諸事記」(文政8年～天保7年)(前掲注(4) p202)。
- (21) 大塚松蔭『名古屋肥料雑穀問屋組合沿革史』(1929年 名古屋肥料雑穀問屋組合事務所)。
- (22)「諸事記」(文政8年～天保7年)(前掲注(4) p219)。
- (23) 拙稿注(5)において、糟谷縫右衛門家が干鯛取引を辞めたことから、家の衰退として記述を行った。このことについて、木原克之氏より、家の衰退ではないというご指摘をいただいた。それはその通りである。問屋の休業・廃業は、兼業状況を把握した上で考えるべきである。
- (24)「諸事記」(文政8年～天保7年)(前掲注(4) p203)。
- (25)「諸事記」(文政8年～天保7年)(前掲注(4) p206)。
- (26)「諸事記」(文政8年～天保7年)(前掲注(4) P225)。
- (27)『新編一宮市史』(資料編八 1968年)。
- (28)「諸記」(天保10年～弘化4年)(前掲注(4) p299)。
- (29) 内田龍哉「幕末紀州藩における『加太交易会所仕法』と関東魚肥市場」(『地方史研究』193 1985年)。
- (30)「諸事記」(文政8年～天保7年)(前掲注(4) p229)。
- (31)「株仲間解放時の仲間の業種」(前掲注(12) 325p～328p)。
- (32)「諸事記」(文政4年～文政10年)(前掲注(4) p157・158)。
- (33)「干鯛問屋諸事控」(文政12年～安政6年)(前掲注(4) P613・614)。
- (34)『新編一宮市史』(資料編八 1968年)。
- (35) 高部淑子「戎講の成立と展開」(『知多半島の歴史と現在』19 2015年)。
- (36)「御奉行所江出願写留」(天保12年～明治6年)(前掲注(4) P522)。
- (37) 加藤家旧蔵文書 日本福祉大学知多半島総合研究所蔵。
- (38) 肥田家文書、肥田家は常滑村庄屋を代々勤めた家である。肥田家文書については、『常滑市誌』(文化財編 1973年)に概要が記されている。
- (39) 斎藤善之「解説」『尾張国知多郡内海内田佐七家文書目録』(1993年 日本福祉大学知多半島総合研究所)。
- (40) 内田佐七家文書 (No. 147)。
- (41) 内田佐七家文書 (No. A-50-3)。
- (42) 内田佐七家文書 (No. 161)。
- (43) 斎藤善之前掲注(1)。
- (44) 石原佳樹前掲注(6)。
- (45) 拙稿「巨大市場江戸の変貌」(『市場と民間社会』〈新しい近世史3〉1996年 新人物往来社)。
- (46)『菰野町史』(上巻 1987年)。